

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
10月13日
(金曜日)

目次

- 規則
特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則(住宅課)……………
- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………
- 公告
公共測量の実施(監理課)……………



特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十八号

特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業等の認定に関する規則(平成二十六年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「特定の民間再開発事業等」を「特定民間再開発事業」に改める。

第二条の見出し中「特定の民間再開発事業又は」を削り、同条中「令第二十条の第二十三項若しくは第三十八条の四第二十二項の規定による認定(以下「特定の民間再開発事業の認定」という。)又は」及び「特定の民間再開発事業認定申請書(別記第一号様式)又は」を削り、「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第一号中「特定の民間再開発事業の認定又は」を削り、「特定の民間再開発事業の認定に係る事業に対する同意書」を「に係るもの」に改め、同条第二号中「(特定民間再開発事業の認定に係る事業に係る同意書)を」に改め、同条第八号中「第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、同項第二号」を「第十二条の四第一項第二号」に改め、「同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画」を削る。

第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に、「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第二項中「第十八条の六第三項各号」を「第十八条の六第五項各号」に改める。

第四条中「特定の民間再開発事業の認定」及び「特定の民間再開発事業認定済証(別記第四号様式)」、を削り、「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に、「別記第六号様式」を「別記第四号様式」に改める。

別記第一号様式を削る。

別記第二号様式の表を

1	都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区	2	高度利用地区	3	認定中心市街地の区域	4	都市再生緊急整備地域の区域
5	認定整備事業計画の区域	6	認定集約地区計画の区域	7	沿道地区計画の区域	8	防災街区整備地区計画の区域
9	沿道地区計画の区域	10	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	11	高度利用地区	12	認定中心市街地の区域
13	都市再生緊急整備地域の区域	14	認定整備事業計画の区域	15	認定集約地区計画の区域	16	沿道地区計画の区域
17	沿道地区計画の区域	18	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	19	高度利用地区	20	認定中心市街地の区域
21	都市再生緊急整備地域の区域	22	認定整備事業計画の区域	23	認定集約地区計画の区域	24	沿道地区計画の区域
25	沿道地区計画の区域	26	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	27	高度利用地区	28	認定中心市街地の区域
29	都市再生緊急整備地域の区域	30	認定整備事業計画の区域	31	認定集約地区計画の区域	32	沿道地区計画の区域
33	沿道地区計画の区域	34	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	35	高度利用地区	36	認定中心市街地の区域
37	都市再生緊急整備地域の区域	38	認定整備事業計画の区域	39	認定集約地区計画の区域	40	沿道地区計画の区域
41	沿道地区計画の区域	42	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	43	高度利用地区	44	認定中心市街地の区域
45	都市再生緊急整備地域の区域	46	認定整備事業計画の区域	47	認定集約地区計画の区域	48	沿道地区計画の区域
49	沿道地区計画の区域	50	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	51	高度利用地区	52	認定中心市街地の区域
53	都市再生緊急整備地域の区域	54	認定整備事業計画の区域	55	認定集約地区計画の区域	56	沿道地区計画の区域
57	沿道地区計画の区域	58	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	59	高度利用地区	60	認定中心市街地の区域
61	都市再生緊急整備地域の区域	62	認定整備事業計画の区域	63	認定集約地区計画の区域	64	沿道地区計画の区域
65	沿道地区計画の区域	66	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	67	高度利用地区	68	認定中心市街地の区域
69	都市再生緊急整備地域の区域	70	認定整備事業計画の区域	71	認定集約地区計画の区域	72	沿道地区計画の区域
73	沿道地区計画の区域	74	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	75	高度利用地区	76	認定中心市街地の区域
77	都市再生緊急整備地域の区域	78	認定整備事業計画の区域	79	認定集約地区計画の区域	80	沿道地区計画の区域
81	沿道地区計画の区域	82	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	83	高度利用地区	84	認定中心市街地の区域
85	都市再生緊急整備地域の区域	86	認定整備事業計画の区域	87	認定集約地区計画の区域	88	沿道地区計画の区域
89	沿道地区計画の区域	90	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	91	高度利用地区	92	認定中心市街地の区域
93	都市再生緊急整備地域の区域	94	認定整備事業計画の区域	95	認定集約地区計画の区域	96	沿道地区計画の区域
97	沿道地区計画の区域	98	都市再開発法第2条の3第2号に掲げる地区として定められた地区	99	高度利用地区	100	認定中心市街地の区域

に改め、同様式

の注5中「第20条の2第13項第2号イからハまで又は第38条の4第22項第2号イ」を「第25条の4第2項第3号イ」に改め、同注5ただし書を削り、同注6ただし書を削り、同様式の備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式中「第25条の4第16項」や「第25条の4第17項」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式を削る。

別記第五号様式の備考中「日本工務株式会社」を「日本建設株式会社」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第六号様式中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同様式の備考中「日本工務株式会社」を「日本建設株式会社」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名	名称	所在地	廃止年月日
岩佐 敬介	いわさ鍼灸整骨院	山口市錦町五の一五	令和五、五、三一

山口県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名	名称	所在地	指定年月日
岩佐 敬介	いわさ鍼灸整骨院	山口市元町二の三〇	令和五、六、一

山口県告示第二百九十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第

五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
宇部岬区域		のり等養殖業（のり養殖業）	

山口県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
田布施土地改良区	令和五、一〇、四

山口県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類	県道
路線名	徳山光線
道路の区域	

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
---	---	-----	-----------------	--------------	----

周南市大字中須南字久保二五七三地
先から
同市同大字字宮の前二六四四の二
地先まで

新	旧
最狭 二一〇 二四・三	最狭 一六・九 四・五
三六五・一	三六〇・九



(一九四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし
た。

令和五年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市川崎三丁目、久米中央一丁目、久米中央二丁目、久米中央三丁目、久米中央
四丁目、久米中央五丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、大字久米、大字下上、大字上
村、大字徳山、大字戸田及び大字夜市

三 作業の期間

令和五年九月十四日から令和六年二月二十九日まで

令和五年十月十三日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁